

出会いは楽しい

西郷町立図書館長

佐々木 篤

非常勤のため、中二日置いて出勤すると、職員の方が、「T子さんといわれる方が、館長さんにこの花束を持って来られました。」と言う。「ご就任おめでとうございます。子どもを連れて見学に来ましたが、先生に会えなくて残念です。また来ます。」というメッセージが添えられてあった。

T子さんは、二十年前、某中学校で三年間、私が担任した学級の一員であった。この学級は、全員仲がよく、素朴で、天真爛漫な生徒の集まりであった。

家庭科の実習のあと、家庭科の先生から、「今日は、炊き込みご飯を作ったのですが、ご飯に使うお酒が、ワンカップ一本残ったのです。そうしたら、子どもたちが、試食の盆にのせて担任の先生の所へ持って行って飲んでもらうと言うんですよ。私、びっくりして、先生は勤務時間だから、お酒を持って行くのはやめなさいと注意しました。」という報告があった。

放課後、五、六人の女生徒が、ワンカップを持って、「先生、これ、今晚の晩酌に

飲んでください。」と言いながら、「本当は、お昼に飲んでもらおうと思っていたのに。」と、口々に憂えていた。

前任校で、家庭科の先生から、「私たちは、教材費三百円を払っているのだから、試食される先生方からも三百円もらってくださいと言うんですよ。今の子どもたちは、チャッカリしていますね。」という話を聞かされていたので、この生徒たちの素直な優しさを、ほんとうにかわいいと思った。

花束を見つめながら、あの晩の晩酌を思い出し、一人含み笑いをしていた。

カウンターに座っていると、時々、かつての教え子たちが、図書館を利用しにやって来る。そして、私をひやかして帰って行くが、その一人一人を思い起こしては、往事を懐かしんでいる。

新設図書館では、三人の司書さんに助けられ、何も分からない館長で通っているが、いろいろな方との出会いがあって、毎日を楽しんでいる。中でも、懐かしい顔に出会うと、喜びもひとしおである。



第53回「読書週間」

10月27日～11月9日

標語：あと1ページがとまらない…

「読書体験記」募集のお知らせ

島根県読書推進運動協議会では、読書週間にちなんで、「読書体験記」を募集します。読書について日ごろ感じていること、思っていることなど、なんでも気軽に綴って応募してください。

1. 内 容
 - ★一冊の本との出会いから感動したこと、感じたことなど
 - ★読書会や親子読書の様子
 - ★その他、読書や図書館に関することなど
2. 枚 数 400字詰め原稿用紙（B5版）3枚程度
3. 応募方法 原稿に、題名、氏名、年齢、住所、電話番号を明記した応募票を貼り、下記宛先まで郵送または持参してください。
★〒690-0873 松江市内中原町52番地
島根県立図書館内 島根県読書推進運動協議会（TEL 0852-22-5729）
4. 締 切 り 平成11年11月12日（金）
5. 賞 応募作品の中から8編程度を優秀作品とし、図書券を進呈します。
また、優秀作品は、機関紙「島根読進協」「ふれあい」（平成12年2月発行）に掲載させていただきます。



臨時休館のお知らせ

期間 11月1日（月）～11月30日（火）1カ月間

建設から31年を経過し、天井材の一部に劣化がみられることから、天井改修工事を行うことといたしました。

皆様方にはご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。なお、各種講座、団体貸出し等は、平常通り実施いたしますので、参加ご利用下さい。

著作権とコピーサービスについて Q & A

「雑誌のコピーをしてほしいですが・・・」といったら、「それは最新号なので、できません」と断られたことはありませんか？このようなルールは、図書館の都合で決めているのではなく、「著作権法」という法律で定められたものです。今年、日本で旧著作権法が制定されてから、ちょうど百周年にあたります。そこで、図書館での複製にかかわることがらに絞って、紹介したいと思います。

本来は、著作者や出版社の利益を守るために著作物の複製をする場合は、権利者の許諾を得なければなりません。ただし、図書館のように、情報提供の公共的な役割をはたす機関では、一定条件のもとで許諾がなくても複製ができるように認められています。では、どのような場合に複製ができるのでしょうか？

それは、政令に定められた図書館等で、営利を目的とせず、所蔵している資料について、

- ①利用者の求めに応じ調査研究のために公表された著作物の一部分を一人につき一部
- ②図書館資料の保存のため
- ③絶版等の入手困難な資料を他の図書館の求めに応じて提供する場合

に限ります。②と③は図書館としての資料整備にかかわることですから、ここでは利用者の方に直接関係する①について具体的に確認してみましょう。

〔Q & A〕

- Q. 図書のコピーはできますか？
A. 半分未満で、一人につき一部できます。
ただし、名簿、地図、写真などは制限があります。
- Q. 自分で持参したものは？
A. できません。図書館所蔵の資料にかぎります。
- Q. 雑誌のコピーはできますか？
A. できます。ただし、当館では「発行後相当期間経過」を以下のように判断しています。
週刊誌・旬刊誌→次号がはいつてから
月刊誌 → 3週間経過してから
季刊誌・年刊誌→2カ月経過してから
- Q. 新聞のコピーはできますか？
A. 翌日以降のものは、できます。
- Q. ゼンリンの住宅地図は？
A. 1冊につき4ページまで、できます。
- Q. 同じものを何枚でもできますか？
A. ひとりにつき、1部に限ります。
- Q. ファクシミリで送信してもらうことはできますか？
A. 「公衆送信権」という別の法に関わって、権利者の許諾が必要となり、できません。(第23条)
- Q. 学校図書館も、公共図書館と同様ですか？
A. 小・中・高の図書館は政令で定める図書館に当たらないので、できません。学校では、先生が授業で使用する場合に複製が認められています。(第35条)

著作権法

第三条 (図書館等における複製)
図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を1人につき1部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書資料の複製物を提供する場合

行事予定

10月



3 日	4 月 休館日	5 火	6 親子で 文庫を読む会 15:00~15:40	7 木	8 出雲国 風土記読書会 13:30~15:00	9 金 古文書を 読む会(近世) 14:00~16:00
10 体育の日 休館日	11 休館日	12 成人読書会 13:00~15:00	13 親子で 文庫を読む会 15:00~15:40	14 万葉集を 読む会 14:00~16:00	15	16 故書を 読む会(中世) 13:30~15:00
17 しほね 文学散歩 10:00~12:00	18 休館日	19	20 親子で 文庫を読む会 15:00~15:40	21	22	23 子ども おたのみ会 10:00~11:30
24 31	25 休館日	26	27 親子で 文庫を読む会 15:00~15:40	28	29	30 月末休館日

※館内展示：変わる図書館

11月

1 月 休館日	2 火	3 水 文化の日 休館日	4 木	5 出雲国 風土記読書会 13:30~15:00	6 故書を 読む会(近世) 14:00~16:00	
7 日	8 休館日	9 成人読書会 13:00~15:00	10 親子で 文庫を読む会 15:00~15:40	11 万葉集を 読む会 14:00~16:00	12	
14	15 休館日	16	17 親子で 文庫を読む会 15:00~15:40	18	19	20 故書を 読む会(中世) 13:30~15:00
21 しほね 文学散歩 10:00~12:00	22 休館日	23 勤労 感謝の日 休館日	24 親子で 文庫を読む会 15:00~15:40	25	26	27 子ども おたのみ会 10:00~11:30
28	29 休館日	30 月末休館日	11月は天井改修工事のため臨時休館といたしますが、上記の各種講座、団体貸出し等は平常通り行います。			

※各種講座は講師の方の都合により変更する場合があります。

利用案内

- 休館日
毎週月曜日・国民の祝日
毎月末日(月末が日曜日にあたる
ときはその前日)
年末年始 12月28日~1月4日
図書整理休館(年2回、それぞれ10日間)

- 開館時間 9時~18時
ただし、こども室は火曜日~土曜日は13時~18時
(第2・第4土曜日・日曜日および小・中学校の春・夏・冬休み期間中は
午前9時から開きます。)

- 貸出し
冊数...5冊以内
期間...15日

編集発行 島根県立図書館 松江市内中原町52 TEL0852-22-5725
発行日 平成11年9月20日 FAX0852-22-5728
ホームページアドレス: <http://www.pref.shimane.jp/section/kento>